

平成30年2月23日現在

平成30年度安全な農林水産物安定供給のためのレギュラトリーサイエンス研究委託事業
お問い合わせ等に対する回答

【食品中のメチルフラン類縁体の分析法の開発】

研究内容1に関する留意事項として、妥当性確認試験に関する記述があるが、研究内容1の(1)及び(2)で開発する分析法について、各々妥当性確認試験を行う必要があるか。

- ・それらも含めて企画提案してください。ただ、行政側としては、両課題ともに、少なくとも室内試験は必要と考えています。また、(2)については室間試験も行っているだけだと考えています。